第七条の二第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「指定入国管理官署」を「第一項に規定する入国管理官署」に、「前項」を「第一項」に、「第九条第七項」を「第九条第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法第九条第八項第一号ハ(2)に規定する法務省令で定める回数は、前項の規定による出頭の日以前一年以内に二回とする。

3　法第九条第八項第一号ハ(4)に規定する法務省令で定める要件は、次の各号（第一項に規定する告示をもつて定める者にあつては、第一号及び第二号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一　法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人であつて、法務大臣が告示をもつて定める国、地域（法第二条第五号ロに規定する地域をいう。次号イにおいて同じ。）又は行政区画（国から旅券を発行する権限を付与されている行政区画をいう。次号イにおいて同じ。）から発行された旅券を所持するものであること。

二　次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　希望者登録の申請の時点において、一年以上継続して次のいずれかの公私の機関の役員又は常勤の職員の地位にあり、かつ、当該申請後も引き続き当該地位にあることが予定される者であること。

(1)　我が国の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となつている機関

(2)　前号に規定する国、地域若しくは行政区画の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となつている機関

(3)　国際機関

(4)　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。(5)において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社又はその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。第六十四条第一項第一号において同じ。）

(5)　金融商品取引所に類する取引所であつて、前号に規定する国、地域又は行政区画に所在するものに上場されている株式を発行している株式会社

(6)　我が国又は前号に規定する国、地域若しくは行政区画の法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五億円以上のもの

ロ　イ(1)に規定する機関（我が国の政府及び地方公共団体を含む。以下この号において同じ。）又はイ(4)に規定する会社と業務上の関係を有する者であつて、その業務に関し反復して本邦に上陸する必要がある者であることを理由として、当該機関又は当該会社から、その者に希望者登録を受けさせることについての要望がなされているものであること。

三　日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、罰金以上の刑又はこれに相当する刑に処せられたこと（政治犯罪により刑に処せられた場合を除く。）がないこと。

四　出入国の公正な管理上特に不適当と認められる事情がないこと。

4　法第九条第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする者は、第一項の申請書に、写真一葉及び前項第二号に該当することを証する資料（第一項に規定する法務大臣が告示をもつて定める者にあつては、写真一葉）その他参考となるべき資料を添付しなければならない。

（特定登録者カードの記載事項等）

第七条の三　法第九条の二第二項第一号に規定する氏名は、ローマ字により表記するものとする。

2　法第九条の二第二項第一号に規定する国籍・地域は、日本の国籍以外の二以上の国籍を有する外国人については、同条第一項の規定により交付する特定登録者カードにあつては、前条第一項の規定により提示した旅券を発行した国の国籍又は機関の属する法第二条第五号ロに規定する地域を、法第九条の二第八項の規定により交付する特定登録者カードにあつては、当該交付により効力を失うこととなる特定登録者カードに記載された国籍・地域を記載するものとする。

3　法第九条の二第二項第二号に規定する特定登録者カードの番号は、ローマ字四文字及び八桁の数字を組み合わせて定めるものとする。

4　法第九条の二第三項の規定による写真の表示は、前条第四項若しくは次条第一項の規定により提出された写真又は法第九条の二第三項後段の規定により利用することができる写真のいずれかを表示するものとする。

5　法第九条の二第四項に規定する特定登録者カードの様式は、別記第七号の七様式によるものとする。

6　特定登録者カードには、法第九条の二第二項各号に掲げる事項のほか、特定登録者カードを所持する者として法第九条第四項の規定による記録をする都度、裏面に、同条第五項の規定により決定した在留資格及び在留期間、当該在留期間の満了の日、当該決定をした年月日並びに上陸する出入国港名を表示するものとする。

7　特定登録者カードの裏面に前項の規定による表示をする十分な余白がなくなつた場合には、当該特定登録者カードを所持する外国人は、前条第一項に規定する入国管理官署において、その書換えを受けることができる。

8　法第九条の二第五項の規定による記録は、同条第二項各号に掲げる事項及び同条第三項に規定する写真を特定登録者カードに組み込んだ半導体集積回路に記録して行うものとする。

（特定登録者カードの再交付）

第七条の四　法第九条の二第七項の規定による申請は、第七条の二第一項に規定する入国管理官署に出頭して、別記第七号の八様式による申請書一通及び写真一葉並びに特定登録者カードの所持を失つたことを証する資料一通又は著しく毀損し若しくは汚損し若しくは法第九条の二第五項の規定による記録が毀損した特定登録者カードを提出して行わなければならない。

2　前項の申請に当たつては、旅券を提示しなければならない。

第八条の二、第十三条第三項、第十三条の二第二項、第十四条第三項、第十五条の三、第十六条第二項及び第十七条第二項中「第五条第七項及び第九項」を「第五条第八項及び第十項」に改める。

第十八条第二項中「第五条第三項及び第四項」を「第五条第四項及び第五項」に改め、同条第三項中「第五条第七項及び第九項」を「第五条第八項及び第十項」に改める。

第十九条の六第五項中「八けた」を「八桁」に改める。

第十九条の十五第三項中「指定入国管理官署」を「法務大臣が指定する入国管理官署」に改める。

第二十七条第四項中「含む。」の下に「第六項第二号において同じ。」を加え、同条第六項中「前項」を「第四項」に改め、同項第二号中「際して」の下に「、旅券を提示し、かつ」を加え、同条第七項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第四十四条第三項第一号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第五十三条第二項第二号中「際して」の下に「、旅券を提示し、かつ」を加え、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第五十四条第二項第二号中「際して」の下に「、旅券を提示し、かつ」を加え、同条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

第五十四条の二第一項中「指定入国管理官署」を「第七条の二第一項に規定する入国管理官署」に改め、「出頭し」の下に「、別記第七十三号の二様式による申請書一通を提出して日本人希望者登録の申請をするとともに」を加え、同条第三項中「第七条の二第三項」を「第七条の二第六項」に改める。

第六十一条の二第一号の三中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の四　法第九条の二第一項、第三項、第五項及び第八項に規定する権限

第六十一条の三第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第七条の二第一項の規定による希望者登録の申請書（法第九条第八項第一号ハに該当するものとして希望者登録を受けようとする場合の申請書に限る。）の提出

第六十一条の三第二項第一号中「第一号」の下に「又は第四号」を加え、同項第二号中「から第六号」を「、第三号又は第五号から第七号」に改める。

第六十四条第一項第一号中「（平成十七年法律第八十六号）」及び「（同条第三号に規定する子会社をいう。）」を削る。

別表第六の表西日本地区入国者収容所等視察委員会の項の下欄第一号中「入国者収容所西日本入国管理センター及び」を削る。